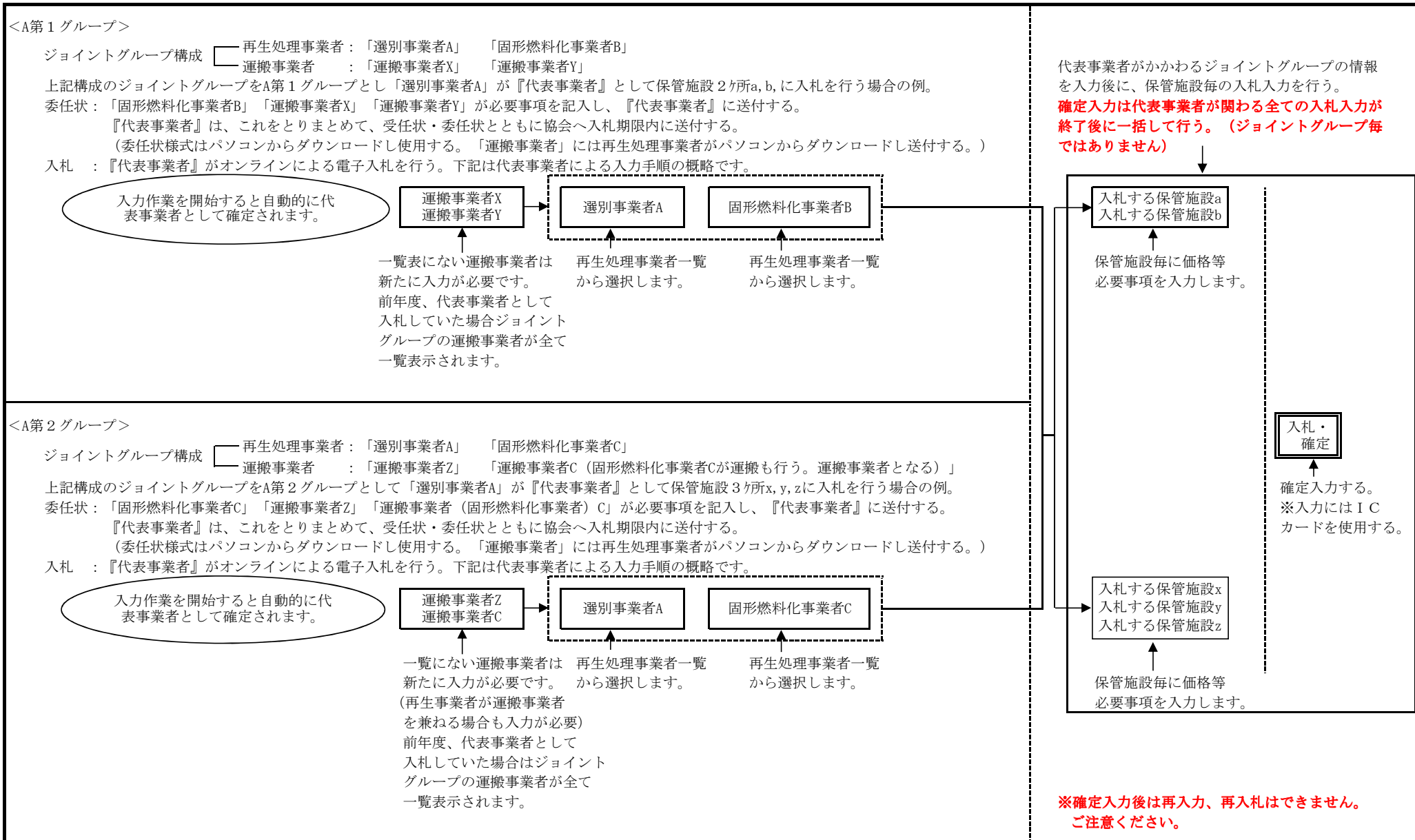


複数のジョイントグループの代表事業者として入札を行う場合の要領

入札はジョイントグループ毎に、『代表事業者』によるオンライン入札です。

「構成事業者（代表事業者を除く）」は電子入札委任状を代表事業者あてに送付してください。代表事業者はジョイントグループ毎にまとめて**入札期限内**に協会へ送付してください。

概要は下記（ここでは〇〇会社が2つのジョイントグループの代表事業者となり入札する場合の例）です。参考にしてください。



★ジョイントグループが複数ある場合はジョイントグループ番号の1から順に入力してください。（ここではA第1グループ、A第2グループの順に入力します。）